

令和5年3月30日招集

3月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和4年度3月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年3月30日(木) 午後3時30分から午後4時27分

2 開催場所 新潟東映ホテル1階白鳥の間

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第82号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第83号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第84号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第85号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第86号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第87号 新潟市個人情報保護条例施行規程の制定について

議案第88号 新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程の制定について

議案第89号 新潟市農業委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部改正について

議案第94号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 高橋明彦 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 15:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、机上配布しております正誤表について説明します。</p> <p>資料別冊1の30ページ、新規の利用権設定、南37号について、契約の開始期が市公告前の令和5年4月1日になっていたことから、市公告日である令和5年4月13日に訂正するものです。</p> <p>次に、議案第87号新潟市個人情報保護条例施行規程の制定について、及び裏面の議案第88号も合わせて、差し替えをお願いします。</p> <p>これは、令和5年2月市議会に上程する新潟市条例案をもとに、農業委員会規程を制定するもので、皆様方に議案発送した時点より、案文に変更があったため差し替えをお願いするものです。</p> <p>以上、お手数ですがよろしく申し上げます。</p> <p>16番 本間雄一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は2番 田村良雄委員、3番 若林清廣委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議案に移ります。議事の都合上、追加議案第94号 農地法第3条許可申請に関する意見決定に</p>

	<p>ついて、</p> <p>議案第 8 2 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第 8 3 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第 8 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を 3 枚おめくりいただき、1 ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第 9 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定が、北区で 5 件、中央地区で 3 件、秋葉区で 3 件、南区で 6 件、西区で 4 件、西蒲区で 1 3 件の計 3 4 件です。</p> <p>次に議案第 8 2 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定が、中央地区で 4 件です。</p> <p>次に議案第 8 3 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定が、北区で 4 件、中央地区で 8 件、秋葉区で 1 件、南区で 1 件、西区で 3 件の計 1 7 件です。</p> <p>次に議案第 8 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に関する処分決定が、中央地区で 1 件、西区で 1 件の計 2 件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は 5 7 件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の 9 件は、去る 3 月 2 9 日に審査を行いました。</p>

た。

まず、議案第94号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書2ページ、3ページをご覧ください。

「北1号」「北2号」「北3号」「北4号」「北5号」は、農地を売買によって取得するものです。

いずれも譲受人が規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。

経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。

以上、農地法第3条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。

次に議案第83号農地法第5条許可申請についてです。

議案書15ページをご覧ください。

「北1号」は、農地を売買によって取得し、中古車・中古農業機械展示場に転用するものです。

転用者は外国籍の方で、申請地の隣の雑種地を購入しましたが、今後事業を拡大するため、今回の申請に至りました。

農地区分は、第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

また、当該地の外に雑種地の同時利用地があります。

「北2号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅に転用するものです。

転用者は秋葉区のアパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭になり、実家に近い申請地に個人住宅を建築するため申請に至りました。

農地区分は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

また、当該地の外に宅地の同時利用地があります。

「北3号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。

転用者は外国籍の方で、申請地の近くで中古車販売と自動車整備業を営んでいますが、現在の敷地では駐車場が足りなくなったた

<p>議長（会長）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>め、申請に至りました。</p> <p>申請地は第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「北4号」は、農地を売買によって取得し、農業用作業施設に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の近くで農業法人を立ち上げ、農業を営んでいますが、耕作地の拡大により、既存の施設では手狭になったため、今回の申請に至りました。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、用途変更を行っており、農業用施設に転用するため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請4件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の16件は、去る3月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第94号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」「中2号」「中3号」は、譲受人が規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第82号農地法第4条許可申請についてです。14ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、自己所有の農地を貸露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>土木会社から、申請地を資材置場敷地として借りたいという話があり、今回の申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、第2種農地です。</p> <p>排水について、雨水は自然浸透とします。</p> <p>周辺農地に、隣接農地に被害を与えないよう申請地を鋼板で囲い</p>
------------------------------	--

ます。

「中2号」は、自己所有の農地を貸露天資材置場および貸露天駐車場敷地に転用するものです。

申請者は、申請地付近の土木会社から、申請地を資材置場と駐車場敷地として借りたいという話があり、今回の申請にいたしました。

農地区分は、第3種農地です。

排水について、雨水は砂利敷きですが、新たに側溝と集水桝を設置し、排水路へ排水します。

「中3号」は、自己所有の農地を貸露天駐車場敷地に転用するものです。

申請者は、近隣の食品製造会社から申請地を従業員の駐車場敷地として借りたいという話があり、今回の申請にいたしました。

農地区分は、第2種農地です。

排水について、雨水は自然浸透とします。

「中4号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

後ほど、ご説明します資料17ページの「中5号」は、兄の土地を弟に贈与し、個人住宅建築敷地とするものですが、前の道路が狭いため、セットバックし通路拡張するため、申請にいたしました。

農地区分は、第3種農地であり、土地改良区除外地です。

続きまして、議案第83号農地法第5条許可申請についてです。16ページをご覧ください。

「中1号」「中2号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

申請者は、「中1号」で兄の土地を使用貸借するのに合わせて、

「中2号」で譲渡人から売買により隣接地を取得し一体的に住宅を新築するため、申請にいたしました。

当該地の他に宅地、山林の同時利用地)があります。

農地区分は、第3種農地であり、土地改良区除外地です。

排水について、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。

「中3号」も個人住宅建築敷地に転用するものです。

申請者は、現在住んでいる住宅が手狭になったことから、当該地に住宅を新築するため、申請にいたしました。

当該地の他に宅地の同時利用地があります。

農地区分は、第1種農地で転用は原則不許可ですが、住宅であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。

	<p>排水について、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。</p> <p>「中8号」も個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>申請者は、現在住んでいる住宅が手狭になったことから、妻の実家近くの申請地に妻の父親の土地を使用貸借し、住宅を新築するため、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地です。</p> <p>排水について、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。</p> <p>続きまして、議案第84号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>願出人は、昨年7月に父親が亡くなり、農地を相続しました。</p> <p>この度、相続税の納税猶予の適用を受けるため申請にいたしました。</p> <p>納税猶予を受ける農地は、願出人がこれまで耕作および管理してきた農地であり、引き続き農業経営を行います。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、第4条許可申請4件、第5条許可申請8件、相続税の納税猶予1件について、いずれも問題ないと判断しました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
秋葉区部会長	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の4件を、28日に審査いたしました。</p> <p>議案第94号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は経営農地整形化による合理化を目的とした譲受人申出の売買、</p> <p>「秋2号」は高齢化を理由とした譲渡人申出の売買、</p> <p>「秋3号」は規模拡大を理由とした譲受人申出の売買です。</p> <p>続いて議案第83号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書18ページをご覧ください。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>本件は、集落内の3種農地に共同住宅を建設する目的で申請したものです。</p> <p>以上4件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は7件で、去る3月28日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第94号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、後継者の譲受人に経営移譲するため、農地に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地の管理を任されている譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南3号」は、隣接農地を所有している譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南4号」も、隣接農地を所有している譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。</p> <p>「南5号」は、申請地を賃借している譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南6号」は、隣接農地を耕作している譲受人が贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第83号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、南区内のアパートに居住していますが、将来を考え実家の隣にある父所有の農地に戸建て住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許の例外規定に該当し許可できるものです。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西区部会長</p>	<p>申請地は既に土地改良区除外地であり、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請6件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>3月28日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第94号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号及び3号」は、農地を売買によって取得するものです。ともに、譲渡人の労働力不足や、譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>「西2号」は、農地を現物出資によって取得するものです。譲受人の経営規模拡大や経営体質強化を図るため、所有権を移転するものです。</p> <p>「西4号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>議案第83号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、露天資材置場及び露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の隣で、主に食品の製造加工販売業を営（いとな）んでおりますが、業務拡張に伴い、申請にいたしました。</p> <p>土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。</p> <p>なお、隣接する宅地46.38㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>「西2号」は、農地を売買によって取得し、宅地拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在、アパートに居住していますが、宅地購入にあた</p>
----------------------------	---

<p>議 長（会長）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>り、隣接する申請地を同時購入し、庭と駐車スペースとして一体利用するため、申請にいたしました。</p> <p>土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。</p> <p>なお、隣接する宅地は、433.36㎡で、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>「西3号」は、農作業場建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、新規の法人を立ち上げ、営農を開始するにあたり、申請にいたしました。</p> <p>土地改良区からは、差し支えない旨の意見書を得ており、土留めにより排水対策を行うなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請3件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>議案第84号相続税の納税)猶予に関する適格者証明願についてです。</p> <p>願出人は、昨年6月に被相続人の母親が亡くなり、相続税の納税猶予の適用を受けるため、申請にいたしました。</p> <p>願出人は、引き続き、この農地で農業経営を行うこととしています。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の13件は、去る3月28日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。</p> <p>議案第94号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書10ページ及び11ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」「蒲2号」は、譲渡人からの申し出により、売買によって取得するものです。</p> <p>「蒲3号」「蒲5号」「蒲6号」は、耕作不便となった農地を譲受人へ贈与するものです。</p> <p>「蒲4号」「蒲8号」12ページ「蒲9号」は、違反転用を解</p>
------------------------------	---

	<p>消した譲受人が、それぞれの相続財産管理人より照会を受けた農地を規模拡大のため売買によって取得するものです。</p> <p>「蒲7号」は、借受地であった農地を売買により買い受けるものです。</p> <p>12 ページ「蒲10号」「蒲11号」「蒲12号」「蒲13号」は、譲渡人からの申し出により、</p> <p>売買によって取得するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請13件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ 追加議案第94号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>なお、委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>それでは、追加議案第94号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>次に、議案書14ページ、議案第82号 農地法第4条許可申請</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書15ページ、議案第83号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。</p> <p>許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書21ページ、議案第84号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書23ページ、議案第87号 新潟市個人情報保護条例施行規程の制定について、24ページ、議案第88号 新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程の制定について、25ページ、議案第89号 新潟市農業委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部改正について、</p> <p>一括して、議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>管理係長</p>	<p>管理係の上田です。私からは、議案第87号から89号までの農業委員会規程類の制定等について、説明させていただきます。</p> <p>はじめに、冒頭説明のありました差し替え資料、右上に差替と書いてある議案書23ページ、24ページについてです。</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>議案第 87 号及び議案第 88 号につきましては、改正個人情報保護法関連の農業委員会における施行に関して、「市長部局の取扱いの例による」としており、この度、新潟市条例等の廃止・制定に伴い、農業委員会規程も改正するものです。</p> <p>いずれも、新潟市条例を制定し、各行政委員会組織はこれに倣い、規程等を改めることとしており、このたび、既存の規程類を廃止し、新たに規程を制定するため、3月定例総会にお諮りするものです。</p> <p>また、議案書 25 ページ、議案第 89 号の新潟市農業委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部改正についてですが、市長部局の組織の所管変更に伴い、農業委員会規程を変更するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案書 23 ページ、議案第 87 号 新潟市個人情報保護条例施行規程の制定について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、24 ページ、議案第 88 号 新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程の制定について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、25 ページ、議案第 89 号 新潟市農業委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部改正について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>異議なし、ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊1の議案第85号新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第86号新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、</p> <p>一括して、議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第85号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>差し替え用資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年3月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区38件、中央地区19件、秋葉区17件、南区37件、西区17件、西蒲区44件、合計で件数172件、面積957,200㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区4件、中央地区3件、秋葉区4件、南区8件、西区9件、西蒲区8件、合計で件数36件、面積98,731㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、西蒲区2件、面積2,042㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規及び更新の利用権設定、所有権移転については、4ページから50ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については51ページから54ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、55ページ、令和5年3月の利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表をご覧ください。</p> <p>今回から、法律・制度改正に伴い、令和5年4月以降に権利が設定される農用地利用集積計画を用いた中間管理事業につきまして</p>

は、出し手から公社、公社から受け手が一体となった形での申出受付、通称“一括方式”により手続きを進める形となります。

従前の“従来方式”とは異なり、これまで地区部会で報告事項となっていた配分計画(案)の内容、公社から受け手に転貸する案件についても、全てこちらの実績表に含まれる形になっております。

新規の利用権設定について、北区12件、中央地区105件、秋葉区116件、南区28件、西区22件、西蒲区188件、合計で件数355件、面積1,816,260㎡です。

詳細につきましては一枚めくっていただいて、58ページから130ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっております。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、131ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和5年4月13日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。

次に、議案第86号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

議案第85号で説明したとおり、法律・制度改正に伴って令和5年4月以降に権利が設定される農用地利用集積計画を用いた中間管理事業につきましては、出し手から公社、公社から受け手が一体となった形での“一括方式”による新規契約が、令和6年度いっぱい暫定的に認められています。

しかし、出し手と受け手が一体となっていない場合については、本来、地域計画策定後に農用地利用集積計画に替わって用いることになる、農用地利用集積等促進計画、通称“促進計画”を先行して使用する形とされております。

該当するケースは、今回のような所有者不明農地の貸付の際と、既に中間管理権が設定されている農地の移転の際が想定されます。

所有者不明農地の貸付手続きについては、貸付以前に農業委員会で公示の手続きを行ったうえで、誰からも申出がなかった旨を中間

<p>議 長（会長）</p> <p>大嶋委員</p>	<p>管理機構に通知し、機構が県に対して裁定を申請、裁定結果が出た後に機構が農地法第41条第4項に基づいて利用権を取得する形となるため、出し手・受け手が一体となって手続きを行わないケースに該当することとなります。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきましその裏面、今回は秋葉区で1件、計9筆、面積3,806㎡の所有者不明農地について、必要な手続きを経たうえで譲受人に対して貸し付けを行う内容となっており、秋葉区部会において審議済みとなっています。</p> <p>集積計画の場合には市長に対して公告を依頼する形でしたが、促進計画の基本的な流れとしては、機構が計画を作成し、公告は県が行います。</p> <p>ただし、機構は市に対して計画案を作成して提出を求めることができることとされており、新潟県農林公社はその形で手続きを進めるとの説明を受けております。</p> <p>また、市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされていることから、市が作成した促進計画案に対して、農業委員会は意見聴取される立場ということになっており、市から3月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、資料にありますとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和5年5月30日からとなります。</p> <p>促進計画に関する手続きについては暫定的な点が多々あるため、今後手続きの流れが変わってくるのが予想されます。</p> <p>この点につきましてはその都度説明して参りますので、不明な点がありましたらご質問いただければと思います。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>はい。17番 大嶋です。</p> <p>94ページの、「蒲7号」譲渡人の所の住所ですが、西蒲区西蒲区と記載されていますが、それによろしいのでしょうか。</p>
----------------------------	--

農政振興係長	<p>はい、議長。</p> <p>そうですね。これは単純な誤りだと思いますので正誤して、後ほど住所等変更しておきます。申し訳ございませんでした。</p>
議長（会長）	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p>
渡部委員	<p>18番 渡部です。</p> <p>別冊2の秋葉区の事案ですが、本当に900円でいいですか。その確認です。</p>
農政振興係長	<p>賃料900円ということですが、こちらにつきましては、もともと近郷の賃借料としては13,800円という金額になっているところがあったということです。これに関しては土地改良費が含まれています。土地改良費を除いて1,800円となるところ、900円は地域の労働組合費であることがわかったのを差し引いた900円が実際の賃借料にあたるということで、こちらの金額を設定しています。</p>
渡部委員	<p>それはいいのですが、こういうふうには土地改良費が入っているか入っていないか分かりづらいときがあります。今後わかりやすいような土地改良費を入れた値段で出すか、抜きの値段で出すかというようなことがあればいいのですが、よく土地改良費込みの料金が出ていたりするもので、その判断がつかないのでわかりやすい表示の仕方があればと思います。</p>
農政振興係長	<p>はい、議長。</p> <p>もともと申出のときに、賃料に土地改良費が入っているかないかというところをはっきりさせないときれいに出すことはできません。申出のときにどちらが負担するのかは聞いていますが、土地改良費が含まれているかないか聞き取る形で対応を考え検討させて頂きたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>それでは、別冊1の議案第85号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>次に、別冊2の議案第86号新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了しましたが、日程4その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>ございませんか。なければ、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議 長（会長） 終了時間 16：27</p>	<p>他にないようですので、以上で3月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
